

平成30年度 第2回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成30年5月16日開催  
( 公 開 用 )

高野町農業委員会

# 平成30年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 平成30年5月16日（水）

**●開会時刻** 午前10時00分開会

**●開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

**●出席委員** 2番 井阪 晴美      3番 梶谷 廣美      4番 井手上 治己  
6番 森脇 伸宜      7番 下名迫 勝實      8番 上田 静可  
9番 柳 葵

以上7名出席

**●欠席委員** 5番 西辻 政親

以上1名欠席

**●事務局員** 事務局長 茶原 敏輝  
事務局員 辻本 香織・門谷 佳彦・岡田 健司・阪田 泰規

**●関係者**

**●議事事項** 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条非農地証明交付申請の承認について

その他

**●議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時03分 開会\*\*\*\*\*

事務局（辻本香織）

おはようございます。定刻となりましたので、平成30年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席7名、欠席委員1名です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。

事務局長の茶原です、済みません。忙しい中、毎月、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

町長におきまして、この間、5月1日かな、テレビ和歌山のほうで、就任に際しての番組の冒頭で、うちのホップのことも触れ、やはり町としても町長としても、農業についてやはり思い入れがあるということで、それにかかわって皆さんにいろいろ御審議していただくことが必要でありますので、また何とぞ、よろしく願います。

簡単ですが、議題のほうに入っていきたいと思えます。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第20条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

2番、井阪晴美委員、8番、上田委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条による当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

続きまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、おはようございます。だんだんあったかくなりますが、雨が多い時はすごく降るし、天気がいいとあったかいし、いろいろです。また、作物が非常に不作になったりすると思えますけど、これからだんだんあったかくなりますので、皆さん、頑張ってくださいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思えます。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について。別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の

所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。平成30年5月16日提出。高野町農業委員会会長、柳 葵。  
御説明いたします。

農地の所在、……。場所につきましては、……。さんの家の横になります。面積は178㎡。登記地目及び現況地目は畑。農振区分は農振農用地内。権利設定は、贈与による所有権移転。譲渡人の住所氏名、……。氏。譲受人の住所氏名、……。氏。

現地調査につきましては、5月7日に事務局と下名迫委員と実施いたしました。下名迫委員より後ほど報告があります。続いて、5ページに、今回の……。さんの調査書を添付しております。

1号の全部効果率、効果率化要件については、同人が効率的に耕作するため、該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件につきましては、個人のため、適用ありません。4号の農作業常時要件につきましては、本人が年間180日農作業に従事し、家族経営者が年間30日すると見込まれるため、該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10アールの設定ですので、今回の取得面積あわせて18.83アールのため、該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため、該当しません。次に、7号の地域調和要件につきましては、権利取得後も同様の規模で蔬菜ものの作付けを行い、効率的な農業経営を目指すため、該当いたしません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

下名迫委員の意見書並びに、現地写真は6ページをごらんください。

以上です。

議長

ありがとうございました。続きまして、現地報告について、担当委員の下名迫さん、よろしく申し上げます。

下名迫委員

7番、下名迫です。本案件について、平成30年5月7日に事務局の辻本係長、岡田主事とともに現地調査を行いました。

……。につきましては、蔬菜の栽培を行っており、安定的な農業経営を目指しております。よって、農地法第3条の許可相当と判断いたしました。

以上で、御報告を終わります。

議長

ありがとうございました。何か質問とか、御意見ございませんか。これは家の横のどこ。

下名迫委員 入り小口です。

議長 入り小口ですか。

下名迫委員 小口の下の方に、槓をちょっと植えてあるところ。

議長 ああ、あの辺の。

井阪委員 2番井阪。これ、槓を植えているところが、今、これ出ているところですか。

事務局（辻本香織） そうです。

議長 ほかにないですか。  
御意見がないようですので、議案第4号については、可決したいと思います。  
続きまして、議案第5号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認」について、事務局よりお願いいたします。

事務局（辻本香織） 議案第5号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認」について。  
別添の農地につき、農地法第2条、農地でない旨の証明願いがあったので、審議願いたい。平成30年5月16日提出。高野町農業委員会会長、柳 葵。  
御説明いたします。  
農地の所在は、……。農振区分は農振農用地外。登記地目、畑。現況地目は原野。面積は1,213㎡。所有者は、……。氏。  
現地は、昭和40年ごろ、獣害により耕作困難となり、現状は灌木類が生い茂っており、原野となっております。  
8ページに承認についての詳細、9ページに確認書を乗せております。ごらんください。  
現地につきましては、4月17日に開催されました、第1回高野町農業委員会定例会、議案第1号におきまして、申請のありました3筆のうちの1筆であります。  
以上について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断されるかと考えております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、現地報告について担当

委員の梶谷さん、よろしくお願いいたします。

梶谷委員

3番、梶谷です。本案件について、平成30年5月7日に事務局の辻本係長、阪田主事とともに現地調査を行いました。

申請地にあつては、昭和40年ごろ、獣害により耕作困難になり、そのまま放置し、その後、約50年間経過しており、雑草、灌木類が生い茂っていますので、農地法第2条の申請に至りました。現地において、農地法第2条の農地でない旨の証明について、問題ないと判断しています。

以上で、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局並びに農業委員さんの説明がありましたけど、これについて質問などございませんか。場所は、どこですか。

梶谷委員

和歌山県と奈良県の境になります。

議長

現地、えらく広いんやな。

梶谷委員

これ、1, 213って、こんくらい広かったんやね。写真にあるように太い木もあるし、細い木もあるし。何か、ほんまに荒地みたいな感じ。

議長

はい、ほかに何かないですか。

下名迫委員

原野ってなったら、今度は何を植えてもいいの。今度、植えるときはまた地目変更するんですか。

事務局（門谷佳彦）

何を植えるときですかね。

下名迫委員

山林なら山林。

事務局（門谷佳彦）

山林やったらね、山林でまた地目変更を御自身でしていただくことになるんですけど、今回の場合は原野というふうになりますので、原野という証明をしますけど。ただ、登記の法律があります。不動産登記法かな。それと、最終的にこの地目を決めるのには、登記官の判断によるんです。農業委員会では、幾ら原野であろうが、山林であろうが、こういう非農地証明を出したとしても、登記官が現地調査し、これは山林であるとなったら、登記地目は山林になりますし、これは雑種地やったら雑種地になります。



梶谷委員

山林っていうほど、山林でもなかったしな。

井阪委員

そしたら、原野にするより、畑のほうが税金が安いのでしょうか。

事務局（門谷佳彦）

さあ、どうでしょうね。一般的に農振農用地内の畑、田であったら、準農地という課税になるので、普通の農地で課税が1.0で課税するのに対して、準農地は0.8という係数をかけますので、2割ほど、普通よりは評価が安くなる、評価じゃなくて課税が安くなるという、そういう税制優遇措置というのを取られているんです。で、今回、その、去年かな、農地法の改正、去年かおととしか忘れましたが、直近の農地法の改正で、その準農地の取り扱いをしとると。年間800億円ぐらい、国としては減税しとると。その農地、農振農用地内の農地を耕作放棄地にしとった場合は、今度、課税を今度、割り増しするというのを前に、御説明させてもらった、1.5倍ぐらいになりますので。そういう差がありますので、厳密に言ったら、こういうところ、今回のところは農振農用地外ですので、もともと準農地の査定をしていないんで。ただ、原野になった場合とかは、もしかしたら農地のほうより高くなるかもしれないですね。山林は明らかに農地よりは安いはずです、確か。

議長

安いわな。

事務局（門谷佳彦）

それも、その評価の仕方ですね、税務課の評価で変わってくると思いますけど、一般的には農地よりは原野のほうとか、雑種地は多分、めちゃくちゃ高いと思うんですよね。非住宅の宅地とかも多分、高かったと思いますし。一番、山林が安いんじゃないですかね、この辺やったら。

議長

ほかにないですか。

ないようですので、議案第5号については、原案どおり可決したいと思います。

きょうは、以上によって審議を終わりました。

事務局より、説明ほか、願います。

事務局（辻本香織）

済みません、お手元にお配りしております地籍調査における地目変更についての回答のほう、お配りしていると思うんですけれども、前回行われました第1回農業委員会でもお伝えしましたが、

地籍調査における地目変更についての回答について、再度、事務局長と確認しまして、遅くなりましたが、お配りしました回答を再度、協議していただき、回答を送りたいと思っておりますので、一度、お目通しをいただきまして、協議のほうよろしく願います。

事務局長

少し、遅くなって申しわけないですけども、ちょっと皆さんに見ていただいてから送らせてもらうほうが筋かなというふうに思いましたので。基本的に、農業委員会の中でお話できる部分と、農業振興地域であったりという部分のこともあって、切り分けて考えていくべきかと思っておりますので、このような文書で回答の方向で今、考えているところです。

これとあわせて、また高野槇のどういうふうに、農地に高野槇を植えた場合、どういう特例というか、どういう判断をするかということはまた、県の農業委員会にも相談しながら、しっかり決めていくということにはなるのですけども、それはまた次の農業委員会のときにでもお話ができるころかなというふうに思いますので、何か御意見がありましたらおっしゃっていただいて、修正をしていきたいというふうには思います。

議長

ただいま事務局より説明ありましたが、何かこれについて御質問、ございませんか。

はい。どうぞ。

井手上委員

この1番、2番、3番ですけども、3番は設けるって言い切つとるけど。1番はする方向で検討する、2番は対応する方向で検討する、3番、独自の基準を設けるって、言い切っています。1番2番のように、検討するというようにしてはどうですか。

事務局長

そうしておいたほうがいいですね。ありがとうございます。先ほどもね、議案の中でありましたけど、やっぱり高野槇を植えている箇所が非常に多いので、いろんな多様性があると思うので、100%その基準を置いて、それに適用していけるかどうかの部分もあるかと思っておりますので、ありがとうございます、ちょっと修正させていただきます。

事務局（門谷佳彦）

これとは別ですが、昨年、皆さん、非農地の判断について鹿児島県のほうが積極的にやられているということで行っていただきました。山林原野になっているところの農地が、たくさんございますので、そういうところを今年度、うちのほうでも独自の基準

や独自の仕組みで、鹿児島県の仕組みを活用しながら、残す農地と残さない農地の区分をしていきたいというのがありますので、それとの関連もこれ、出て来ますので、そのときはまた皆さんと御相談したいと思います。今年度中には1カ所でも非農地の判断の業務ができるようにはしたいと思っています。やっぱり、去年、国費もらって研修に行っていますので、1年間何もしないのは、話にならるので。担当には今年度中には必ず1カ所は絶対するようには言っていますので。そのときに、皆さんに御協力をお願いいたします。

事務局長

その災害があったときに、人を助けに行く、トリアースといってね、3段階、そういうことを鹿児島はやっているんだと思うんですけど、人が少なくなっていく、過疎化していく中で、守っていくことができないままで、やっぱり絶対に守らないといけないということを重点的にという、力を入れるということだとは思っています。

済みません、ちょっとこの文章ですけども、前の議事録、確認させていただきましたら、井手上さんのほうからは、5メートルやったらちょっと高いのと、軒の高さが3メートルなので、3メートルがええんじゃないかということも発言もいただいているんですけども、逆に3メートルの高さでは、ちょっとその高野槇、花として出荷する段になってちょっと小さ過ぎないかということもいろいろあって、ここでは5メートルということの樹高で書いています。そのあたりもちょっといろいろお聞かせいただいたらと。

井阪委員

木の高さでしょう。私は、これ植えるのに、隣がここにあったら、そこから5メートル離れたところやったら植えてもええって思っていたんやけど。

事務局（門谷佳彦）

樹高という言い方をすると上です。井阪委員が言われるのは、隣接との関係ですよ。そういうことも含めて基準を盛り込んでいかないといけないですね。

事務局長

多分、高くなればなるほど、日陰になるところが広がりますので、そういった中で、その農地の端から5メートル引くというのは、その日陰のことも考えてのことだと思います。

事務局（門谷佳彦）

独自の基準を設けて、これくらいはいいよというふうにするか、もう一つの考えは、もう槇を植えているのは全部、違反転用です

とって取り締まりをするという2つの方法があります。もう、高野槇の特例は認めないというやり方の選択肢としてもあるのですけど、そうなると、農地が減ってしまうというよりか、農業委員会は今まで何をしとったんかという存在意義を問われかねんことになるので、なかなかそれもしにくいところがあるんで。

議長

昔から槇は花木でやとったさかいに。

事務局（門谷佳彦）

そうなんですよ、ややこしいもんなんでね、これ。一概にその、山じゃないところもあったり。これもそれこそ、される方によって大分違うというのがあったので、この細川の方からの問題提起もあったということもあるので、期待じゃないかなと、事務局は思っているのですけど。それを農業委員会としての共通認識にして、日々のパトロールとか利用状況調査とか、許認可に生かしてもらいたいと思うんですけど。

また、お願いいたします。

事務局長

それで、今回は非常に大きな筆で、一筆があって、非常に大きくなって、その中で山林になっている部分もあるし、農地の部分もあるし、どの地目にしていくかというところの問題があったというふうに聞いています、そういったところはまた地籍のほうで、いろいろな考え方といろいろなやり方ができるかと思うので、そこは柔軟に検討いただくようなことも、こちらからも話をしていく必要があるのかなというふうに思いますし。あと、一旦、地籍で地目がっていうことになっても、閲覧のときに修正も確か可能だったと思います。

意見を事前に聞く方法としてはあるのかなと思います。

言われている地目については、地目が確定したわけではないと思います。

あと、この2番のところ、例えば5メートル以上の樹高にしないというところに芯止めを行ってというような言葉を追加しておくほうが具体的なのかなと。芯止めをしないとどんどん樹高が上がりますので、そういったことも明確に書いてあげたほうがわかりよいのかなと思いますけども。

井阪委員

そしたらこれ、山林になっているということは、もう切らない、花材として、槇を切らないということですか。

事務局（門谷佳彦）

難しいですね。その高野槇というのは分類的に言ったら、特用林産物というふうになるので、そうなると農地で言う花木じゃな

いんじゃないか。樹高が大きくなっても木は切らず、枝出す人が、十分おられますので。それを、そういう絡みも出て来たら、うちは枝として出すよと、10メートルでも15メートルでも出すよと。実際、何十メートルの木に登って切ったりしますからね、岐阜県のほうでは。そういうこともあるので、一概に花木としてやっていないかと言ったら微妙なところですけど。

そうすると結構、基準ってね、いろいろ難しくなって。もう高野槇は農作物の位置づけにしないってするかね。1つの方法としては。苗木として出すときは、苗木は種苗の1つやから、種苗畑ってあるじゃないですか。そういうのではいいよねってする基準にしてしまうかですよ。枝葉を切る分については山林経営ですよというふうにして一律だめにしてしまうかとか。

いろんなパターンがあって、例えば高野町の場合やったら富貴、筒香のほうでやったら、ミヨウガをつくる場所に、上のほうに槇を植えたりとかって、何かちょっと微妙にややこしいような方法でされるところもあるので、それを否定してしまうとまた難しいかなと思ったり。何か、中にはね、しそを植えながら、槇を間にとややこしいことをしとる人がおるから、あれは早いうちに、どっちか白黒はっきりつけやなあかんのかなと思って。一部で、東富貴のところで、通るたびに気になりもっておるところがあって、微妙です。

井阪委員

ミヨウガを植えてそこへ槇を。2メートルぐらいですよ。

事務局（門谷佳彦）

今で2か3メートルぐらいやけど、あれはどういうふうに最終転ぶんかなと。

梶谷委員

それは最後になると、槇の木の下は何もできへんよ。

事務局（門谷佳彦）

やろうな。どうしようってところ。

梶谷委員

結局、もう歳いって、ようつくらんようになったら槇にしようかと思っている。

事務局（門谷佳彦）

つくっている人の年齢から言ったら、その可能性が高いなって思いながら、通るたびにどうかなって。

事務局長

農地ですと言える基準って、やっぱりその花木として出荷できる部分が最大の部分と違うかなと。だから、継続的、反復的、定期的にその花木として枝を切っていって、もう大きくなったら大

きくなったで材にするみたいになったら、そこは農業から離れてしまうのだろうと思うのですね、林業の世界になってしまうのかなど。そこをどんな基準をとというのはやっぱりいろいろと意見があるところやと思いますね。

事務局（門谷佳彦） 高野槇は永年性作物といったら永年性作物です。

下名迫委員 隣接で畑つくって、それ、歳いったさかいつてほったらかにされたらとてもじゃないけど。

事務局（門谷佳彦） そうなんです、だから、そういうこともあるので、一概にその高野槇の5メートル、じゃあ4メートルでという基準をつけた上で、これはオーケーよって出すのは果たしていいものかどうかというところが出てくるんですね。

事務局長 高さだけの問題じゃない。

下名迫委員 昔から仮置きというのか。田んぼからいくらか開けて、木を植えてという。

事務局（門谷佳彦） 前提として、農地法、その許可する場合というのは、隣接の農業に影響を及ぼさないことというのが、全ての項目で許可基準の判断基準になっていまして、特に転用の場合はそれがもう必須ですから。農業に影響を及ぼさないこと、僕ら来る数年前に、どこかの地区で生コン屋さんができることで営農に支障をきたしたって言うてもめたことがあったという過去の記録が見つかったことあるのですが、あれは公図に水路が載っていなかったら、水路じゃないという判断をして、影響を及ぼさないといって許可を出していたのですが、あれ、明らかに間違いです。水路があろうがなかろうか、田越しでやっと思ったとか、そういうふうにして下流域の人が耕作できへん状態になる転用は許可できません、基本は。だから、その隣接農地を昔の場合って、構図で単に、隣接しとるか、いないかだけしか判断していなかった経緯があって、やっぱり大き過ぎるので、現況に応じた判断をやっぱりしていかないとちょっとしんどいところ出てきますね。

法律上はね、隣接しているかどうかを先に見るのですが、実際に隣接しているか、していないかより、下流の人が、できなくなったら、いけないので。それは農業委員会の立場としては認めないという方向を貫いたほうがいいかなと思います。だから、こういうことも含めてさっき下名迫委員、言われたみたいに、放り

まくられて、こっち側、日陰になってできへんということになる可能性があるところはやっぱりこういう基準も難しいなど。だから、結構基準がね、難しいです。

事務局長

この地域ならではの難しさが。考えていったら本当に難しい。だから、門谷が言っているように、苗木しか認めないというような方法が明確かわからないけど、そこまでやってしまうとなかなかちょっとなという部分もあるし、非常に難しいと思いますね。これはまだちょっとね、皆さんにもまたいろいろと御相談させていただいて、進めていかないといけないと思いますね。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです、だから高野槇がいける、いけないによっては、さっきの・・・さんの件は許可しないになるのですよ。高野槇はうちは認めないとなると、高野槇による売買やったらそもそも前の人、違反転用でしょって言うてするんだったら、5条の始末書つけますか、4条で始末書つけて、出してから譲渡するか何かしてくださいってなるので。今日、考えるのはタイミング的にはもう遅いのですが。やっぱりもうちょっとしないといけないかなと。この問題というのは、高野町と違って県内でもう、近隣で行ったら、有田川町さん、清水域がこういう問題がちょいちょい出てきとるそうです。有田川町さんは前、聞いたときは認めないというふうにしていました。高野槇はもう農地として認めない、転用しなさいというふうにしたそうです。ケースが少なかったのもうやめるわって言うて、やめて違う作物に変えたらしいですけど。

井阪委員

そうしたらね、隣が荒らしていて、田んぼつくってはるんやけど、その岸に、植えていたら、どうなるんですか。

事務局長

斜面に植える場合。

井阪委員

斜面に。

議長

斜面になあ。

事務局（門谷佳彦）

基本的には、農地は斜面だろうが耕地面だろうが農地なので、だめってしたらだめです。でも、何とか農法、半農法というのですか、ああいうところですね。昔の人やったらシュロを植えたりとか、何か植えますよね。傾斜を生かしてシュロを植えて、シュロを取って、何してとかっていう、それは地域の独自性とい





この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月12日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 2 番 \_\_\_\_\_

署名委員 8 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。